

# 理事会議事録

期 日 令和5年2月3日（金）

会 場 マリンパレスかごしま（4階 カトレア）

鹿児島県国民健康保険団体連合会



署 名 者

理事長

(枕崎市長)

前田 祝成



理 事

(湧水町長)

池上 寛一



理 事

(奄美市長)

安田 壮平





# 理事会議事録

## 1. 開催日時

令和5年2月3日 午後1時25分～3時10分

## 2. 開催場所

マリnpレスかごしま（4階カトレア）

## 3. 出席者・議長等

○理事会議員定数：12人

○出席者：8人

前田理事（枕崎市長）  
池上理事（湧水町長）  
安田理事（奄美市長）  
打越理事（指宿市長）\*途中退席  
五位塚理事（曾於市長）  
肥後理事（十島村長）  
鎌田理事（瀬戸内町長）  
久木田理事（国保連合会常務理事）

○欠席者：4人

永野理事（肝付町長）  
下鶴理事（鹿児島市長）  
高岡理事（徳之島町長）  
池田理事（鹿児島県医師国民健康保険組合理事長）

○議長：前田理事（枕崎市長）

○議事録署名者：前田理事（枕崎市長）

池上理事（湧水町長）

安田理事（奄美市長）

## 4. 議事

### 【報告事項】

報告第1号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について

〃 第2号 弾力条項（令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について

〃 第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）について

## 【議決事項】

- 役議案 第 1 号 事務局組織規程の一部改正について  
〃 第 2 号 職員給与規程の一部改正について  
〃 第 3 号 通常総会の開催について
- 議案 第 1 号 手数料規程の一部改正について  
〃 第 2 号 特別徴収情報経由事業規則の一部改正について  
〃 第 3 号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について  
〃 第 4 号 令和 4 年度一般会計歳入歳出予算補正（5 回）について  
〃 第 5 号 令和 4 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3 回）について  
〃 第 6 号 令和 4 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3 回）について  
〃 第 7 号 令和 4 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正について  
〃 第 8 号 令和 4 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（3 回）について  
〃 第 9 号 令和 4 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について  
〃 第 10 号 令和 4 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2 回）について  
〃 第 11 号 財産の処分（令和 4 年度）について  
〃 第 12 号 令和 5 年度事業計画（案）について  
〃 第 13 号 一時借入金について  
〃 第 14 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算について  
〃 第 15 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について  
〃 第 16 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について  
〃 第 17 号 令和 5 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について  
〃 第 18 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について  
〃 第 19 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について  
〃 第 20 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について  
〃 第 21 号 財産の処分（令和 5 年度）について

## 5. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

### (1) 成立・開会宣言

理事 12 人中 8 人が出席しており、定数の半分以上が出席していることから定足数を満たしたため有効に成立する旨を告げ、開会を宣言した。

令和 4 年第 2 回通常総会にて就任された打越理事（指宿市長）を紹介。

## (2) 主催者挨拶

### 【前田理事長】

皆さん改めましてこんにちは。理事長の枕崎市長前田でございます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

かねてから皆様方には、本会の業務運営につきまして、格別な御理解・御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年が経過しました。各地でいろんな活動等が再開されて、徐々に日常を取り戻しつつあるかなと思っているところでございます。

政府も5月8日から感染症分類を2類から5類へ移行するという動きがあるようでございます。これから、我々、各自治体、まさに新しい生活様式と申しますか、新しい社会の中でしっかりと取り組んでいかなければならないのかなと思っているところでございます。

国保を巡る状況といたしましては、昨年11月に開催された国の社会保障審議会医療保険部会におきまして、令和6年度からの国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担のもと、保険料水準の統一、また医療費適正化等の取組をより深化する国保制度の取組強化の方向性が案として示されたというところでございます。本会といたしましても、国や県の動向を踏まえながら、保健事業の充実、医療費等の適正化など、保険者の皆様を取り巻く状況、ニーズに沿った支援に努めてまいります。

本会の負担金・手数料の見直しにつきましては、国保を取り巻く情勢の変化等を考慮し、3年ごとに見直しの検討を実施することとさせていただいておりますが、令和5年度からの3年間の負担金・手数料について、保険者の皆様の御協力をいただきながら御協議いただいたところであり、本日、そしてこの後の通常総会において提案させていただく予定となっております。

また、本会におきましては令和3年度から現中期経営計画に基づいて取組を進めており、5年度は次の経営計画の策定の年にもなっております。計画策定にあたっては、現計画の評価も踏まえながら、国の動向、県をはじめ保険者の皆様の現状や課題、今後の連合会が目指すべき方向や役割、事業等に対する御意見をいただき検討を進めていきたいと思っております。

さて、本日の理事会は、専決処分させていただいた件についての報告、規定の改正、令和4年度予算補正、令和5年度の事業計画案並びに予算案等について提案させていただくこととしております。

また、協議の後、時間が許しましたら、国保や社会保障に関しまして、皆様が日頃感じていらっしゃる課題等についての意見の交換などができればと考えてございます。それも含めまして、事務局には特に簡潔な説明を求めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、御協議の程よろしくお願い申し上げます。

### (3) 前回の総会以降の主な出来事等について

久木田常務理事から次の項目について説明

I 国保トップセミナーの開催

II 国保制度改善強化全国大会

III 国保総合システムの次期更改に向けた取組等について

IV 本会の負担金・手数料の見直し（令和4年度協議）について

V 国・県等の要請に基づく対応について

VI 令和5年度の新規事業（案）について

### (4) 議長選出

規約第32条の規定により前田理事長が議長に選出された。

### (5) 議事録署名者指名

規約第35条の規定により、池上湧水町長及び安田奄美市長が、議事録署名者に選任された。

### (6) 議案及びその審議状況

#### 【議長（前田理事長）】

御指名がありましたので議長職をつとめさせていただきます。

本日の附議事項は、理事会としての議決事項及び来たる2月20日に予定しております通常総会に提案いたします報告事項、令和5年度予算案などでございます。

なお、本日御提案申し上げます議案等については、去る1月27日に開催されました理事及び監事選出の保険者の主管課長等で構成される幹事会において、協議いただいておりますことを申し添えておきます。

本日は、理事会議案と、A3版の「総括表」に基づき、御説明申し上げ、御審議いただく方法で議案の審議を進めてまいります。御審議の程よろしく申し上げます。

なお、採決に当たりましては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し



つかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、湧水町の池上町長さん、奄美市の安田市長さんのお二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入ります。

まず、報告事項ですが、専決処分がなされた令和4年度の弾力条項の適用と予算補正についてですので、報告第1号から第3号の3件を、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、報告第1号「弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について」から、報告第3号「令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（4回）について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### 報告第1号～3号（一括審議）

事務局：

弾力条項・専決処分につきましては、A3版横の資料で説明させていただきます。表題に「令和5年第1回理事会各会計報告事項（弾力事項・専決処分）総括表」、右上に6分の1ページと記載のある資料でございます。

弾力条項についてですが、表の上の※印をご覧ください。

連合会規約第47条の2の規定に基づくもので「特別会計のうち、業務勘定の一部の科目や支払勘定で、事業等の費用の増加等により該当する予算額に不足が生じた場合は、増加する収入に相当する金額を当該経費に使用するため、地方自治法第218条第4項の規定に準じて弾力条項を適用することができる」と定めており、報告第1号と第2号に適用させていただきましたので報告するものでございます。

(報告第1号 弾力条項（令和4年度診療報酬審査支払特別会計）の適用について)

(報告第2号 弾力条項（令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計）の適用について)

事務局：

報告第1号は、診療報酬審査支払特別会計（2回）公費負担医療に関する支払勘定で補正額3億8,012万9千円の増額でございます。

報告第2号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計（2回）公費負担医療に関する支払勘定で補正額は2億6,170万7千円の増額でございます。

主旨でございますが、新型コロナウイルス感染症による医療費の増加によ

り保険医療機関等への支出金に予算不足が生じたため早急に所要の補正をさせていただいたもので、第1号は国保分、第2号は後期高齢者分でございます。

歳入、歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

(報告第3号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正(4回)について)

事務局：

報告第3号は、令和4年度一般会計(4回)で、早急に補正の必要があったことから専決処分させていただいたものでございます。

主旨でございますが、鹿児島市が物価高騰重点支援地方交付金を活用して、介護及び障害福祉サービス事業所等へ給付金を支払う業務を本会で受託するため、所要の補正をさせていただいたもので、補正額3億8,431万6千円の増額でございます。

歳入・歳出の主な内容につきましては、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長(前田理事長)】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

( な し )

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

( 賛成者挙手 )

ありがとうございます。

挙手多数ですので、報告第1号から報告第3号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次は議決事項でございます。

役議案第1号から役議案第2号までは規程等の改正等ですので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、役議案第1号「事務局組織規程の一部改正について」から役議案第2号「職員給与規程の一部改正について」までを一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

〔議決事項〕

役議案第1号～2号（一括審議）

（役議案第1号 事務局組織規程の一部改正について）

事務局：

A4版横の議案書の25ページをお開きください。

役議案第1号は、「事務局組織規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、医科の審査業務を円滑かつ効率的に実施するため、医科8万点未満の審査を行っている審査第二課の3係を2係に改編し、医科の審査業務を審査第一課に集約し係名を改める。それに伴い、審査第一課の第2係、歯科係を審査第二課とし係名を改めるとともに、改編に合わせて所管業務の事務分掌を見直すもの。

また、事務分掌に、県内保険者が統一した基準により柔道整復施術療養費の二次点検及び患者調査を外部委託し行うことで、保険者間の調査の差異を解消するとともに、療養費の適正化及び保険者の事務負担の軽減を図ることを目的に審査管理課が新たな業務を実施すること、はり、きゅう、あん摩・マッサージの療養費に関する所管事務の点検、請求支払に審査を文言追加することから、所要の改正をしようとするものでございます。

28ページをお開きください。

新旧対照表で説明させていただきます。右が改正前で左が改正後でございます。

第2条で審査第一課、審査第二課のアンダーライン部分を改め、第3条の事務分掌では、審査管理課、次の29ページの審査第一課、審査第二課のアンダーライン部分を改めるものでございます。

この組織の見直しでは、この部署での職員数の減は予定しておりませんが係数としては1係減少することとしています。

附則、この規程は令和5年4月1日から施行するものでございます。

（役議案第2号 職員給与規程の一部改正について）

事務局：

役議案第2号は、「職員給与規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、期末手当の在職期間について、期間の除算から除かれる1カ月以内の育児休業者の取扱を明記するため、所要の改正をしようとするものでございます。

34ページをお開きください。

第15条の第3項に、期末手当の在職期間で育児休業期間の除算から1カ月以下の育児休業を除くことを出生時育児休業と併せて明文化したものでございます。

附則、この規程は令和5年2月3日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第1号から役議案第2号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

次に、役議案第3号「通常総会の開催について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

役議案第3号

（役議案第3号 通常総会の開催について）

事務局：

35 ページをご覧ください。

役議案第3号は、「通常総会の開催について」でございます。

1日時は、令和5年2月20日曜日午後1時30分から。

2会場は、マリnpレスかごしまマリンホールでございます。

報告事項は4件で、議決事項は36ページまでの21件で、令和4年度補正予算、令和5年度事業計画（案）及び予算に伴うものなど、お示しのとおりでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、本件は原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、役議案第3号は原案どおり決定することといたします。

ここから、総会の議決事項として理事会から提出する議案について御審議をお願いします。

議案第1号から議案第3号の3件は、規程等の改正でございますので、一括して審議することにしたいと思っておりますが差しつかえございませんか。

( 異議 なし )

御異議が無いようですので、議案第1号「手数料規程の一部改正について」から、議案第3号「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いします。

#### [議決事項]

##### 議案第1号～3号（一括審議）

(議案第1号 手数料規程の一部改正について)

事務局：

37 ページをお開きください。

議案第1号は、「手数料規程の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、制度改正等により対象者が拡大された障害介護給付費や取扱件数に増加の見込みがある介護給付費の審査支払手数料等について、保険者の負担軽減を図るため適正な手数料単価となるよう減額するとともに、被保険者数や特定健診対象者数の減少による影響、及び物価高騰による影響を受ける各事業の手数料は、業務継続に必要な手数料単価となるよう増額等の見直しを行う。また、事業廃止に伴う手数料の削除、柔道整復施術療養費の適正化及び保険者の事務負担の軽減を図ることを目的として新たに実施する柔道整復施術療養費点検調査事務にかかる手数料を新設するため、所要の改正をしようとするものでございます。

43 ページをお開きください。

取扱件数の増加が見込まれることや、新たに柔道整復施術療養費点検調査事務を実施すること、被保険者数の減少、及び物価高騰による影響を受ける各事業の手数料などアンダーライン部分を改めるものでございます。

附則、この規程は、令和5年4月1日から施行し、令和5年4月の審査又は処理にかかる手数料から適用する。ただし、第2条第8号のただし書きについては、令和5年8月請求分から、同条第27号については、令和5年6月の点検・調査にかかる手数料から適用するものでございます。

(議案第2号 特別徴収情報経由事業規則の一部改正について)

事務局：

49 ページをお開きください。

議案第2号は、「特別徴収情報経由事業規則の一部改正について」でございます。

提案理由でございますが、特別徴収情報経由事務負担金について、対象と

なる介護保険第1号被保険者の増加に伴い、今後一定の期間、収入の増加が見込まれることから、実費弁償方式の下、安定した財政運営及び保険者の負担軽減を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

52 ページをお開きください。

アンダーラインの「7円24銭」を「3円」に改め、ただし書を削除するものでございます。

附則、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

(議案第3号 保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について)

事務局：

53 ページをお開きください。

議案第3号は、「保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について」で  
ございます。

提案理由でございますが、国保中央会負担金（保健事業等保険者支援負担金）が変更されたことから、本会の国保データベース（KDB）システム等負担金を見直し、また、併せて本会の新医療費分析システムの機器更改等に伴う負担金の見直しを行うことにより安定的な財政運営を図るため、所要の改正をしようとするものでございます。

56 ページをお開きください。

国保中央会負担金の変更されたこと及び新医療費分析システム機器更改等に伴いアンダーラインの部分を改めるものでございます。

附則、この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、議案第1号から議案第3号まで、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第1号から議案第3号まで、いずれも原案どおり決定することといたします。

次の議案第4号から議案第11号までは、令和4年度「予算補正」及び「財産の処分」でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第4号「令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（5回）」から、議案第11号「財産の処分（令和4年度）」までの8件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

議案第4号～11号（一括審議）

- （議案第4号 令和4年度一般会計歳入歳出予算補正（5回）について）
- （議案第5号 令和4年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（3回）について）
- （議案第6号 令和4年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（3回）について）
- （議案第7号 令和4年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算補正について）
- （議案第8号 令和4年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（3回）について）
- （議案第9号 令和4年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（2回）について）
- （議案第10号 令和4年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（2回）について）

事務局：

令和4年度予算補正につきましては、A3版横の総括表で説明させていただきます。

A3版横の総括表の右上に6分の2ページと記載のあります令和4年度各会計歳入歳出予算補正でございます。

議案第4号から議案第10号は、令和4年度の各会計の予算補正について承認を求めるものでございます。

議案第4号は、一般会計、議案第5号から第10号まで、各特別会計の業務勘定、支払勘定でございます。

予算補正額、主旨、歳入の主な内容、歳出の主な内容につきましては、ここにお示しのとおりで、令和4年度の実績見込に伴い歳入・歳出を補正させていただくもので、先ほど「前回の総会以降の主な出来事等について」での説明のとおり、外付けシステム仮想化機器更改等の費用が安価となったことによる不用額、新型コロナウイルス感染症の影響によるものなどで不用額が見込まれること等から、資産管理運用規程に基づき積立を行うため補正させていただくものでございます。

（議案第11号 財産の処分（令和4年度）について）

事務局：

A4版横の理事会議案にお戻りいただきまして、125ページをお開きください。

議案第 11 号は、財産の処分(令和 4 年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類「退職給付引当資産」、「国民健康保険財政調整基金積立資産」、「一般会計減価償却引当資産」をお示しの処分額を備考欄にお示しの理由でそれぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの説明について何か、御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、議案第 4 号から議案第 11 号まで、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

（議案第 12 号 令和 5 年度事業計画（案）について）

事務局：

127 ページをお開きください。議案第 12 号は、「令和 5 年度事業計画(案)について」でございます。

129 ページをお開きください。かいつまんで御説明申し上げます。

基本方針、まず一段落目は、国保を取り巻く環境は以前として厳しい状況であること。

二段落目、国においては、全世代型社会保障の構築に向けて「診療報酬改定 DX」など、デジタル社会への転換を急速に進めることとしていること。

三段落目、このような状況の中、保険者については、国保制度改革の深化に向けた取組やガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行など、デジタル化への取組が求められている。また、国保連合会・国保中央会に対しても各種基幹システムのクラウド化とともに、さらに一体的な DX への積極的な取組が求められる状況にある。

本会は、その成り立ちが保険者によって設立された団体であること、そして、その共同体としての役割と責任があることを認識し、保険者とともにこれらの状況の変化に適宜対応するため、現状や課題を共有しながら専門的な知見やノウハウを活用し、保険者の財政や事務負担の軽減に資するようさらに効率的、効果的な保険者支援への積極的な取組が必要となっている。

また、先ほど常務理事からの説明にもありましたとおり、国や県の要請に基づき、各種の緊急的な事業などを実施してきており、全国の連合会・中央会と一体となって適切に対応することも重要である。

このため、本会の中期経営計画に、10 年後の将来像として掲げている「情勢・環境の変化に柔軟に対応し、社会保障にかかる保険者等業務を総合的に



支援するとともに、職員一人ひとりが自ら考え、課題解決に向けた具体的提案ができる活力ある組織」の実現に向けて、以下の方針に沿って本会の事業を実施していくこととする。

一つ目の○、3年ごとに見直す本会独自部分の負担金・手数料について、事務的な協議を基に整理した見直し案により、5年度の予算（案）を提案させていただくこととしている。なお、介護保険の審査支払手数料を引き下げ、国保の新たな事業や電算共同処理、特定健診事業等一部のやむを得ない引き上げ分を除いて大部分を据え置きとしている。

130 ページをお開きください。

5年度からの3年間について、見直し後の負担金・手数料を基に状況の変化、保険者のニーズに対応した支援の積極的な展開を図るため、効率的・効果的な事務事業やコスト削減を行うとともに、計画的で安定的な財政運営に努める。

二つ目の○、理事長の御挨拶にもありましたが、本会の10年後を見据えた初期3か年の中期経営計画は、5年度が最終年度であることから、引き続き目標達成に向けて取組を推進すること。また、本会を取り巻く大きな環境の変化を踏まえ、6年度からの新たな次期経営計画を策定することにより、職員が一体となって課題に対応するための組織力の強化を目指す。

なお、関係機関に対し、考え方や方向性を明確にすることで信頼確保に繋げる。

三つ目の○、中長期的な視点に立って本会を取り巻く状況に柔軟に対応できる人材を育成・確保していく必要があることから、体制を整備の上、職員研修の効果を定着させるなど人材育成の強化を図る。

重点事項の【審査支払関係】につきましては、①審査基準の統一を図るため、厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金と一体となった取組を推進し、統一されたコンピュータチェックの実装など審査の高度化・効率化に努めます。

次の131 ページ【保険者支援関係】につきましては、①保険者が策定・実施した第2期データヘルス計画の評価や、第3期データヘルス計画の策定について、KDBシステム等を活用したデータの評価や分析にかかる事務職及び専門職のスキルアップを目的とした研修会の開催、保健事業の効果分析・評価方法について、第三者による保健事業支援・評価委員会のノウハウを活用した効果的・効率的な事業展開に繋げる支援を行います。

②後期高齢者医療や介護保険に関するデータ等を活用し、保険者が行う高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進を支援します。

③先ほどの常務理事からの説明にもありましたとおり、新たにモデル保険者を選定し、保険者への保健事業にかかる個別支援を踏まえた第3期データヘルス計画の策定支援、及び保険者努力支援制度申請等の各種提出に必要なデータ作成を行います。

次のページ、実施事業の1会務の運営においては、（2）個人情報の保

護・情報セキュリティ対策として、情報資産を安全かつ適正に管理するため、情報セキュリティ対策を推進するとともに、国際規格である I S M S、情報セキュリティマネジメントシステムの適切な運用に取り組みます。

2 一般事業（1）業務推進に関する事項につきましては、ア職員能力向上研修及び職員派遣等による人材育成からウ業務効率化及び R P A の推進を図ります。

（2）育成指導に関する事項につきましては、市町村の国保・保健担当職員の業務推進に資するため、アの「各種研修会の実施」からページをおめぐりいただきまして、134 ページのカ国保運営協議会会長等研修会の開催までを実施します。

次に 135 ページ、3 診療報酬審査支払事業につきましては、国保及び後期高齢者医療にかかる療養の給付等について、診療報酬明細書の点検、公平・公正な審査及び請求支払を行います。審査にあたっては、コンピュータチェックを有効に活用し、単月点検のほか縦覧、横覧、突合点検を行い、一次審査の充実を図ります。

138 ページをお開きください。

4 介護保険事業につきましては、（1）介護給付費等の審査支払業務の推進から、次のページの（6）ケアプランデータ連携システムの利活用などを行います。

5 障害者総合支援事業につきましては、（1）障害介護給付費の審査支払業務等の運用などを行います。

140 ページをお開きください。

6 保険者事務共同事業による保険者支援につきましては（1）保険者事務電算共同処理事業に関する事項として、保険者及び後期高齢者医療広域連合に共通する事務を一元的に共同で処理し経費の節減と事務処理の効率化を図るとともに、レセプトデータを蓄積し、医療費適正化及び保健事業に活用し、保険者支援に繋げるため、アから次のページのテまで様々な取組を進めます。

（2）第三者行為求償事務共同事業に関する事項につきましては、交通事故や食中毒等の求償について、保険者事務の支援に努めます。

142 ページをお開きください。

7 保健事業のための保険者支援につきましては、生活習慣病の発症予防及び重症化予防や介護予防の推進など、市町村の健康づくりを支援するため、（1）医療費適正化に資するための支援においては、アここにお示しの各種システムの操作に関する研修会、それから、次のページのエ、データヘルス推進研修会の開催では、医療費等データの評価・分析に必要な基礎知識・能力の取得により、保険者自らがデータヘルス計画に係る分析や、P D C A サイクルに沿った保健事業を展開するための支援を行います。

144 ページをお開きください。

（2）保険者の特定健診・特定保健指導に関する支援につきましては、健診の受診率向上のための取組を行います。

次の145ページ、8その他の事業としまして(1)国保診療施設協議会の事務局として国保直営診療施設の支援を、(2)の保険者協議会につきましては、県国民健康保険課と共同して、イ生活習慣病の発症・重症化予防のための医療費分析の実施、オ特定健診及び長寿健診の受診促進に係るテレビCM広報などを行います。

9適正な予算編成及び執行につきましては、2行目の中ほどから財政運営を明確化した上でコスト配分に努めること。さらに、公認会計士による監査や内部監査を実施するとともに、ITコンサルタントの助言を得てシステム構築、設計の検証を行うなど適正な執行に努めます。

次の146ページは、令和5年度の予算額一覧でございます。

令和4年度の当初予算との比較をお示ししております。

表の一番下、令和5年度予算額の合計は、6,711億2,251万円で、当初予算の対前年度比は99.70%でございます。

以上でございます。

【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第12号の説明について何か、御質疑はございませんか。

[質疑応答]

五位塚理事：令和5年度の事業計画並びに予算について、曾於市では非常に国保財政が厳しい状況にあって、ここ10年近く、令和3年度でも赤字であり、繰越をしながら毎年一般会計から2億円程度の支援をしなければ国保財政の運営ができないという状況にある。どの自治体も一緒でないかと思っている。「前回の総会以降の主な出来事等について」の中で国保制度改善強化全国大会の報告があったが、大会で国保の財政基盤強化のための公費投入確保を確実にすることが決議されているが、国保制度を維持するためには、国が責任を持って、本来持つべき予算を投入してもらわなければいけないのではないかと思っている。

国の動向について、状況を教えていただければありがたい。

事務局：国も国保財政が厳しい状況というのは把握しており、公費3,400億円というところが措置されているが、今後の動きとして、岸田政権で「勤労者皆保険」と言われ、事業所の規模を引き下げて社会保険に適用するといった動きもある。そういう流れでいくと国保の被保険者数がますます減っていく方向にあるのではないかと思っている。

一方で、元厚生労働省の方が記事にされていた情報だが、働く人がどんどん社会保険に移り、国保が所得の少ない人だけになってしまう流れがある中で、パート労働者等の部分が社会保険に移行しても、国保にはあまり影響を与えないのではないかといった話もある。

被保険者数も減っていく中で、ますます厳しい状況になるのではないかという思いがある。そういう意味では、私どもの国保連合会の手数料の見直し

等をお願いすることで、非常に負担がのしかかるということも思っている。本会としてもそこは十分認識した上で、運営していきたいと思っており、国保総合システムの整備に限らず国に対しても引き続き要請等により対応を求めていきたいと思っている。

非常に厳しいという状況は変わらない中で、要請等の取組をしていく、声を出していくということが必要と思っている。

【議長（前田理事長）】

ほかに御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第 12 号は原案どおり決定することといたします。

（打越理事 公務のため退席）

次に、議案第 13 号から議案第 21 号の 9 件は、令和 5 年度予算関係で関連がありますので、一括して審議することにしたと思いますが差しつかえございませんか。

（ 異議 なし ）

御異議が無いようですので、議案第 13 号「一時借入金について」から、議案第 21 号「財産の処分（令和 5 年度）について」までの 9 件を一括して議題とします。事務局の説明をお願いします。

（議案第 13 号 一時借入金について）

事務局：

147 ページをお開きください。

議案第 13 号は一時借入金についてでございます。

令和 5 年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について承認を求めるものでございます。

主な借入は診療報酬等の融資資金で、借入限度額は昨年と同額の 20 億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は 短期プライムレートの範囲内として、償還方法等は一括償還で令和 5 年度の一般会計及び特別会計の歳入を充てるものでございます。

- (議案第 14 号 令和 5 年度一般会計歳入歳出予算について)
- (議案第 15 号 令和 5 年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 16 号 令和 5 年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 17 号 令和 5 年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 18 号 令和 5 年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 19 号 令和 5 年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 20 号 令和 5 年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について)
- (議案第 21 号 財産の処分 (令和 5 年度) について)

事務局：

令和 5 年度歳入歳出予算につきましては、A 3 版横の総括表で説明させていただきます。

A 3 版横の右上に 6 分の 4 ページと記載の令和 5 年度各会計歳入歳出予算総括表でございます。

議案第 14 号から議案第 20 号まで、令和 5 年度の各会計歳入歳出予算を定めるものでございます。

議案第 14 号は一般会計で、本会の会務運営及び保健事業、広報共同事業等の充実を図るための各種事業並びに研修会を行う会計でございます。

令和 5 年度の予算額は、8 億 7,447 万 2 千円で、前年度と比較しまして、1,214 万円の増額でございます。

議案第 15 号は、診療報酬審査支払特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、保険者事務共同電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は、15 億 2,129 万 6 千円で、前年度と比較しまして、2 億 6,306 万 1 千円の増額でございます。

議案第 16 号は、後期高齢者医療事業関係業務特別会計業務勘定で、診療報酬審査支払業務、電算処理事業及び審査委員会の運営を行う会計でございます。

予算額は、9 億 3,755 万 7 千円で、前年度と比較しまして、4,167 万 4 千円の増額でございます。

議案第 18 号は、特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計業務勘定で、特定健康診査・特定保健指導等に関する事業を行う会計でございます。

予算額は、1 億 2,535 万円で、前年度と比較しまして、544 万 6 千円の減額でございます。

6 分の 5 ページをお開きください。

議案第 19 号は、介護保険事業関係業務特別会計業務勘定で、介護給付費

審査支払業務、審査委員会の運営及び介護サービス苦情処理業務を行う会計でございます。

予算額は、3億8,092万2千円で、前年度と比較しまして2,433万円の増額でございます。

議案第20号は、障害者総合支援法関係業務特別会計業務勘定で、障害介護給付費等の審査支払業務を行う会計でございます。

予算額は、1億2,040万2千円で、前年度と比較しまして551万9千円の増額でございます。

収入の主な増減理由欄には主な収入及び増減の要因を、支出の主な増減理由欄には主な支出及び増減の要因をそれぞれお示ししております。

1枚おめくりいただきまして、6分の6ページでございます。

次の予算総括表は支払勘定でございます。

議案第15号から第20号まで各種特別会計の支払勘定でございます。

これらの会計は、診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者又は公費実施主体である国・県及び市町村から受け入れた受入金の同額を保険医療機関及び介護サービス事業者等へ支払を行う会計でございます。

また、議案第17号の第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計は、交通事故等の第三者行為にかかる損害賠償金を保険会社等から受け入れ、同額を市町村等に交付するものでございます。

令和5年度予算額、前年度比較の増減、事業内容及び前年度予算額との増減理由につきましては、お示しのとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、A4版縦の資料でございます。

これは令和5年度予算一般会計・特別会計業務勘定の概要で、先ほどの6分の4・5ページ業務勘定の総括でございます。

一般会計とそれぞれの業務勘定は、本会の事業を実施・運営していくためのもので、医療機関等へそのまま流れる経費等11億7,434万8千円を除きますと、実質の運営予算は27億8,565万1千円となっており、人件費・システム関連費・国保中央会負担金・事業費等がでございます。

中ほどには、実質の運営費予算の内訳を歳入・歳出円グラフでお示ししております。

歳入の財源としましては、手数料・負担金が全体の約68.4%を占めております。

歳出では人件費が26.6%を、システム関連費は17.3%、国保中央会負担が16.2%を占めております。

令和5年度予算の状況でございますが、令和5年度実質の運営費は前年度当初予算比12.0%（約3億円）の増額となっております。

主なものとして、6年4月の次期国保総合システムの稼働に向けてシステム及び機器の更改を行うことから、システム関連費としてシステム導入及び

職員端末等にかかる費用が約 8 千 9 百万円など 26.8%（約 1 億円）増加となっております。

また、次期国保総合システム開発負担金が約 4 千百万円の増加と、市町村間を移動した被保険者情報の紐づけ等を行う国保情報集約システムの更改のための開発負担金が新たに 7 千 7 百万円発生するなど、国保中央会への負担が 35.7%（約 1.2 億円）増加するところでございます。

一方、歳入は一般負担金及び診療報酬審査支払手数料を据え置いたこと、被保険者数の大幅な減少が見込まれること、介護保険及び障害者総合支援にかかる審査支払手数料を引き下げたこと等に伴い、負担金が 4.5%（約 5 百万円）減少し、診療報酬審査支払手数料が 0.4%（約 5 百万円）の減少となりますが、共同事業手数料は各事業の手数料の見直しと新規事業として柔道整復施術療養費の二次点検及び患者調査業務等を新たに開始することから 3.2%（約 1 千 5 百万円）の増額となっているところでございます。

続きまして、理事会議案にお戻りいただきまして、269 ページをお開きください。

議案第 21 号は、財産の処分(令和 5 年度)について承認を求めるものでございます。

積立資産の種類、一般会計積立資産から次の 270 ページ障害者総合支援 ICT 積立資産まで、お示しの処分額を備考欄にお示しの理由でそれぞれ取り崩すものでございます。

以上でございます。

#### 【議長（前田理事長）】

ただいまの議案第 13 号から議案第 21 号までの説明について何か、御質疑はございませんか。

#### 〔質疑応答〕

五位塚理事：今まで国保財政については各自治体で運営されていたが、国の方針に基づき、都道府県単位化という形で運営がなされてきた。当然、県に移行すれば、費用の削減になるだろうと思っていたが、今回の令和 5 年度の予算の状況の中でも、国保中央会の負担が約 1 億 2 千万円、35.7%と全体の予算でも 3 億円の増額になっている。これは国保の都道府県単位化の目的とは違う方向に動いているのではないかと考えるが、今後もそういった動きはあるのか。

事務局：国保中央会へ支出するものが増額していることは、先ほどから御説明しているとおり、国保総合システムという国保の審査支払業務の中で、例えば、保険者の端末からレセプトという診療報酬明細書など、従来は紙で送付して見ていたものがオンライン上で見ることができるといった機能を有したシステムであり、それを更改するにあたって、先ほどもあった国の方針の「クラウド化」であったりするため、どうしても増額になっ

ている。

開発は国保中央会に委ねているということもあり、開発にかかる費用の負担が増えている。そこについては、やはり非常に大きな規模のシステムのため、一遍にクラウド化してクラウドの利便性を活用したシステムにするというのが難しいということもあり、一時的に費用が高止まりしそうだということが非常に国保財政にとっても厳しいところである。

そこについては、先ほどもお話し申し上げたとおり運用経費についても補助金を求めている、国の要請に基づいた機器更改であるということも訴えていくべきだと考えている。そういう意味では国保中央会にも頑張ってもらっていて、早期に社会保険の審査支払機関である支払基金さんとのシステムの問題を早く解決して、クラウド化と利便性が整うシステムになると、費用が抑えられてくるであろうと言われている。国の「クラウドバイデフォルト」という方針というのが、各都道府県でシステム化されているものに関して費用が安くなるのかということには非常に懸念がある。

ただ、長期的に見ていくことを言われており、一時的な費用の増大であって欲しいという希望もあり、将来的にはある程度抑えられてくるだろうと期待を持っているところである。

五位塚理事：国がクラウド化を各都道府県に求めているというわけだが、本来ならば国が全額費用を負担するもので、各都道府県に負担を求めることはおかしいことだと県レベルで声をあげるべきだと思う。具体的な行動を行わないと結果的に国から言われるとおりに制度改正され、ますます国保に加入する人が少なくなって、悪循環が現実的になってきていると思う。この状況が続いたら国保財政は成り立っていかないことが目に見えている。そういった切羽詰まった考えを伝えるべきだと思う。一部では、国の防衛費を43兆円に増やすのかという声も相当あると思うが、やはり国民の命を守るため、国保財政を守るためには、もっと伝えなければならないことをはっきりと言って欲しい。私達も色々な形で市長会を通じて意見は述べていくが、事務局としてもお願いしたい。

久木田常務理事：

お分かりの上での議論であると思うが、少しだけ補足させていただきたい。

国保連合会の運営で負担が増えたりするというのは、やはり国保の保険料、国保連合会の手数料が保険料に反映しますので、そういった意味では五位塚理事がおっしゃるとおり、そこも含めた運営が非常に厳しいという意味ではそのとおりだと思っている。

ただ、本来のところと言うと、被保険者の高齢化や医療費の増嵩、高度化などもあり、本体の財政が厳しく、高齢化が進んでいることもあって被保険者の収入や所得の水準が低い方々が国保の被保険者になってい



るところが根本的な部分なのかと思うところである。

私の説明の中でもお話しさせていただいた「前回の総会からの主な出来事等について」の5ページにあった360億円ほど総額でかかるということに対して、各県の連合会が中央会を含めて総額で240億円ほど準備ができています。

これは、それぞれの連合会が今までの機器についても、機器更改に合わせ、そこに向けて何年間か積み立てていた240億円程度の積立金があることから、クラウド化しなくても機器更改の時期に、そういった支出が一時的に増える部分が本会の予算にも計上されていると理解していただければ、その負担はやむを得ない負担であると思っています。

これまで要請等の活動をしていただき、約110億円ほどのかかり増し経費については全額国庫補助がいただけたところ。その範囲内で収まり、手数料等への反映はないが、さらにシステムの開発や47の都道府県分をクラウドに乗せる作業を行った上で引き続き、これを支払基金のシステムと共同開発で、合理的・効率的なものに中身を変えていく部分について、積立がない状態となっており、今後の保守や開発費については直接響いてくる可能性がある。このため、今後とも国庫補助については、事務局だけでなく一緒になって取組をお願いしていきたいと思っていますところであり、御理解いただきたい。

前田理事長：クラウド化については、このような形で国の補助をいただけるとなったわけだが、来年度以降、相当な費用がかかるであろうというところについては、改めて我々もしっかりと要望をあげていき、できるだけ我々の負担がないような形にしていきたいと思っています。

【議長（前田理事長）】

ほかに御質疑はございませんか。

（ な し ）

御質疑が無いようですので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（ 賛成者挙手 ）

ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第13号から議案第21号は、原案どおり決定することといたします。

## (7) その他

### 【議長（前田理事長）】

今回、集合開催ということで本会の理事の皆さまがお集まりいただいた貴重な場であり、ここまで理事からも意見がありました。それに限らず今現在の関心事等について意見交換ができればと思いますが、国保の件、コロナの件など何かございませんでしょうか。

### [意見交換]

肥後理事： 県の塩賀課長にお尋ねしたい。

昨年の理事会において、本県における保険料水準の取り扱いについて検討状況を説明していただいたところだが、被保険者数が大幅に減少してきている中で県が目指そうとしている保険料水準の統一化の方向性、例えば時期を目指して統一化を図ろうとしているのか、それぞれの自治体の中で保険料の額が違う中でどういう形で統一化の方向性を示すのか、分かる範囲で説明をお願いしたい。

県国民健康保険課長：

まずは国保連合会の皆さんに非常に限られた体制の中で、コロナ関係の事業に加えて、先ほどの説明でもあった柔整の二次点検、患者調査を引き受けていただき、本県の国保運営の医療費適正化に御尽力いただいていることにこの場を借りて御礼申し上げる。

御質問のあった保険料水準の統一については、少子高齢化、被用者保険の適用の拡大、被保険者数の減少、医療の高度化に伴う医療費の増大等、被保険者数は減るものの保険給付費は増えているというようなこともある。

このままでは国保体制がさらに不安定になっていき、市町村単位で保険料の助け合いをしているが、これを県全体に広げていかななくてはいけないのではないかとということから、保険料水準の統一化について検討しているところ。

保険料水準の統一に関しては全ての市町村に御理解いただいているのではないかと考えているが、進め方についてはそれぞれ市町村の考えがあるのであるのではないかと考えている。11月に国保連合会主催のトップセミナーでも少しお話しさせていただいたが、令和3年12月に保険料水準の統一についてどういう方向なら取り組みやすいか市町村の皆さんに意向調査をさせていただいた。その結果に基づいて二次医療圏で統一をし、完全統一に向けて動いてはどうかという意見を踏まえ、県としてもその方向なら取り組みやすいのではないかと思います。ロードマップの骨子案的なものを作ったところ。そのイメージ図についてトップセミナーでお話しさせていただいた。

様々な考えがあると申ししたが、保険料水準を統一するとなると医療費が少なく保険料が上がってしまうところ、保険料をきちんと徴収して

おり収納率が高いところは、収納率が低いところをカバーすることになり、医療費水準の低いところが医療費水準の高いところをカバーしていくということになる。

一般会計からの繰入があり赤字があるという自治体があるが、赤字が無い自治体からは自分たちが保険料を多く収めることによって、どこかの累積赤字の穴埋めに使われるのではないかという考えもあり、まずは赤字を解消してから話を進めるべきという意見の自治体もある。

赤字にしても、現在赤字の無い自治体が絶対に赤字が発生しないのか、今赤字があるところも、令和何年度に赤字が解消するというような計画があって完全に解消できるのか。赤字が解消されるのを待たなくてはいけないのかというようなこともあり、そういったことも含めて、現在、自治体の方と協議を行っているところ。市町村の国保担当の方々には部会に入らせていただいております、財政部会というところで保険料水準の統一について検討しているが、非常に問題が重い。部会担当者によっては、首長と担当者の方々が直接レクなどを行い、協議されている自治体もあれば、首長までうまく説明が進んでいないところもある。

財政部会において、二次医療圏で保険料水準を統一したあと、完全統一に向けて動く方向でいいかという検討の際に、部会の方々も判断できないという意見が多かった。非常に大きな問題のため、市町村の担当の方々には、やはり自分の首長と話された上で検討をしていく必要があるのではないかということで、市町村の国保の課長さんが出席する国保の連携会議を予定しており、そういった会議の中で上司の方々の意見も踏まえて協議をさせていただきたいというところ。

よって、保険料水準の統一は今のところは協議中というところが答えになる。これから検討していかなくてはならないことはたくさんあり、これから御協力をお願いすることもあるが、いろんな意見があるので全体一致で決まるのかというところはあるが、歩み寄れるラインを作って保険料水準の統一に向けて動いていかなければならないのではないかと、検討していかなければならないのではないかと思っている。

肥後理事： 県の説明の中では、決して押し付けはしないということなのか。各自治体の動きを見た上で最終的には判断するということになっているが、このまま、ずるずる引き延ばすということにもいかないのではないかと。

県として最低限8年度、9年度から目指すのだというようなものがあり、この場で示されるようなものがあれば説明をお願いしたい。

もうひとつ、全国の状況で統一化がこういった形で進んでいるのかというようなものがあれば教えていただきたい。

県国民健康保険課長：

いつからということは難しいが、財政部会では令和何年度から二次医療圏で保険料水準の統一化を行い、そのあと状況を見て、再度、自治体

の方々とは協議して完全統一は何年度、という形で見せたのだが、私どもが作った骨子案について、考えが異なる自治体もあって進んでいないところである。先ほど、全体一致はなかなか難しいため、歩み寄れるラインを作るべきではないかということをお願いした。自治体の方々の意見を聞いて進めていきたいと思っているが、最終的に判断しなければならないとき、全員が一致すればよいが、いずれは県が決めなければならないという時期も来るのではないかと考えている。

各都道府県の状況についても、なかなか進んでおらず、来年度、国の「加速化プラン」なるものを示さなければならないという状況。例えば奈良県、大阪府など府県の範囲も広くなく、医療資源なども均てん化されているようなところは取り組みやすいのではないかと考えている。本県は離島も多く、非常に医療費水準の差が大きい。令和3年度の医療費水準を見ていると一番低いところと高いところは3倍の違いがある。そういう格差を縮小していく期間が必要で、保険料収納率もある程度一定になっていく期間が必要だと思っているが、医療費格差がなくなると保険料水準を統一できないというのであれば、ずっと統一できないということになってしまうので、いずれは統一していくということになるかと思う。

理事長： 保険料統一のことについて、少しだけお話しさせていただくが、肥後理事からも話があったように、いつまでにするという目標を県がしっかりリーダーシップをとって示していただくというのが一番いいのではないかと考えている。時間をかけたから正しい答えが出るというのでは決してなくて、ある程度目標を示すのが必要になってくるのかなと思う。そのあたりのシミュレーションは必要でないのか。また、二次医療圏のプロセスを踏むことがいいのかどうか、そのあたりの議論もすべきではないかと考えている。

五位塚理事： 曾於市は保険料について4方式をとっていたが、県から5年度までに3方式にしろと通知があり、担当課も含めて苦労しながら昨年の12月議会で条例として認めてもらえた。実際、県で保険料水準の統一化をするための前提で動いていたのだらうと思っている。現時点で鹿児島県の43市町村の中で4方式から3方式に移行しているところがあれば教えていただきたい。

県国民健康保険課長：

手元に資料がないため、4方式の市町村が9箇所だったのではないかと記憶している。

3方式に揃えることが保険料水準の統一化を進めるための第一歩だということで、県と市町村と協議の上、3方式に移行することへお願いすることに決めた。令和5年度までには、全ての市町村が3方式に統一するというようお願いしている。

【議長（前田理事長）】

その他、何かございませんか。

（ な し ）

以上をもちまして、本日予定されました附議事項が全て終了いたしました。  
御協力ありがとうございました。

## (8) 閉会の挨拶

【川上事務局長】

理事の皆様方には、長時間にわたり御審議いただき誠にありがとうございました。

提案いたしました報告事項3件、役議案3件、議案21件、全て御承認いただきました。重ねて御礼申し上げます。

今年度の事業につきましては、順調に進めているところでございますが、皆様方保険者の厳しい財政状況をきちんと認識の上、事業を進めていくこと、また、国保をはじめとする社会保障制度を取り巻く情勢を的確に捉え、保険者の共同体として負託に応えてまいる所存でございます。

今後とも、御指導を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

【閉会】 午後3時10分